

国土強靱化に資する社会資本整備等を求める意見書

現在、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、北海道内の地方公共団体では、地域の暮らしや経済活動などにおいて、徐々に以前のような日常を取り戻しつつあります。

しかし、今年発生した台風などが日本各地へ残した爪痕は記憶に新しく、近年の激甚化・頻発化する自然災害は、地域の安心で安全な暮らしや経済活動などに大きな不安を与え続けています。

こうした中、道路や河川などの社会資本が取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による各種障害の発生などにより、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、社会資本の老朽化対策の推進が重要となります。

また、一年を通して、平常時や災害時を問わず地域の安心で安全な暮らしや経済活動などを支える社会資本の整備を図ることも重要となります。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する状況においても、社会資本の整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが大変重要となります。

よって、国におかれましては、引き続き、防災・減災、国土強靱化に向けた道路や河川などといった社会資本の整備や管理の充実・強化が図られるよう、下記の事項について取り組むことを強く要望いたします。

記

- 1 社会資本の整備・管理が長期的かつ安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 3 道央圏連絡道路におけるミッシングリンクの早期解消により、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 社会資本の老朽化対策を推進し、予防・保全によるメンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期的かつ安定的に確保するほか、社会資本の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 社会資本の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が補助金の交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧などのため、国土交通省北海道開発局及び札幌開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月29日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣